（ファンド室並びに六次産業化専門官及び新事業創出専門官）

第二十七条　産業連携課に、ファンド室並びに六次産業化専門官及び新事業創出専門官それぞれ二人を置く。

2～4　（略）

5　新事業創出専門官は、命を受けて、農林水産業及び食品産業その他の農林水産省の所掌に係る事業における新たな事業の創出に関する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

（種苗室並びに知的財産専門官、地理的表示審査官、審査官、総括審査官及び国際専門官）

第二十八条　知的財産課に、種苗室並びに知的財産専門官一人、地理的表示審査官六人、審査官二十二人、総括審査官一人及び国際専門官三人を置く。

2～7　（略）

（削る）

8　（略）

（外食産業室、食品企業行動室及び基準認証室並びに産学官連携促進専門官及び規格専門官）

第三十一条　食品製造課に、外食産業室、食品企業行動室及び基準認証室並びに産学官連携促進専門官及び規格専門官それぞれ一人を置く。

2　外食産業室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　食品産業その他の農林水産省の所掌に係る事業（卸売業、小売業及び製造業を除く。）の合理化に関すること。

二　食品産業その他の農林水産省の所掌に係る事業（卸売業、小売業及び製造業を除く。）を営む中小企業の育成及び発展に関すること。

三　前二号に掲げるもののほか、食品産業その他の農林水産省の所掌に係る事業（卸売業、小売業及び製造業を除く。）の発達、改善及び調整に関する事務の総括に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

四　食料の安定供給の確保の観点からの外食産業の発達、改善及び調整に関すること。

3　外食産業室に、室長を置く。

4～9　（略）

（経営・組織対策室並びに企画官及び経営専門官）

第五十条　協同組織課に、経営・組織対策室並びに企画官二人及び経営専門官一人を置く。

2～5　（略）

（総務部の所掌事務）

第七十条　総務部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～四　（略）

五　国有財産の管理及び処分並びに物品の管理に関すること。

六～九　（略）

（会計課の所掌事務）

第七十三条　会計課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　（略）

二　国有財産の管理及び処分並びに物品の管理に関すること。

三　（略）

（総務部の所掌事務）

第百四条　総務部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～四　（略）

五　国有財産の管理及び処分並びに物品の管理に関すること。

六・七　（略）

（会計課の所掌事務）

第百七条　会計課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　（略）

二　国有財産の管理及び処分並びに物品の管理に関すること。

（ファンド室及び六次産業化専門官）

第二十七条　産業連携課に、ファンド室及び六次産業化専門官二人を置く。

2～4　（略）

（新設）

（種苗室並びに知的財産専門官、地理的表示審査官、審査官、総括審査官、新事業創出専門官及び国際専門官）

第二十八条　知的財産課に、種苗室並びに知的財産専門官一人、地理的表示審査官六人、審査官二十二人、総括審査官一人、新事業創出専門官二人及び国際専門官三人を置く。

2～7　（略）

8　新事業創出専門官は、命を受けて、農林水産業及び食品産業その他の農林水産省の所掌に係る事業における新たな事業の創出に関する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

9　（略）

（食品企業行動室及び基準認証室並びに産学官連携促進専門官及び規格専門官）

第三十一条　食品製造課に、食品企業行動室及び基準認証室並びに産学官連携促進専門官及び規格専門官それぞれ一人を置く。

（新設）

（新設）

2～7　（略）

（経営・組織対策室並びに企画官及び経営専門官）

第五十条　協同組織課に、経営・組織対策室並びに企画官三人及び経営専門官一人を置く。

2～5　（略）

（総務部の所掌事務）

第七十条　総務部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～四　（略）

五　行政財産及び物品の管理に関すること。

六～九　（略）

（会計課の所掌事務）

第七十三条　会計課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　（略）

二　行政財産及び物品の管理に関すること。

三　（略）

（総務部の所掌事務）

第百四条　総務部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～四　（略）

五　行政財産及び物品の管理に関すること。

六・七　（略）

（会計課の所掌事務）

第百七条　会計課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　（略）

二　行政財産及び物品の管理に関すること。